

令和7年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和7年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 目的

台湾における県産農林水産物等のフェア及びイベントへの出展を実施し、県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、県産農林水産物の風評払拭及び販路回復につなげる。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 業務の内容

（1）現地における県産農林水産物等のフェアの実施

台湾現地においてブースを設け、県産農林水産物等の魅力を伝えるフェアを実施し、県産農林水産物の魅力や安全性を発信する。

ア 実施箇所

台湾現地において2箇所以上

イ 実施期間

令和7年8月から11月の間で各2日間以上

ただし、実施箇所ごとに実施日が異なってもよいものとする。

ウ 実施内容

（ア）台湾現地において特設ブースを設け、県産品の魅力を伝えるフェアを実施すること。

（イ）県産品の魅力が伝わるようなPOP等を掲示すること。

（ウ）県産農林水産物及び福島の魅力や安全・安心を発信するパネル、映像モニター等を設けること。

（エ）アンケートの実施により福島県産品の印象等を調査すること。

（オ）当日の進行表等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき、フェアの運営を行うこと。

エ 県産農林水産物等の輸送

県産農林水産物等を輸送する場合は県内事業者、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、台湾への輸出が可能なものを手配し輸送すること。

なお、輸送の際は、台湾当局の検疫条件等を満たしたものを取り扱うことに十分留意すること。

また、フェア実施にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこ

と。

オ 現場スタッフ等への事前研修の実施

フェア実施前に、現場スタッフ等に対して、福島県の基本情報や県産品の魅力、安全・安心の取組等に関する研修を実施すること（リモートでも可）。

カ メディア周知

本イベントにおける集客及び本県の魅力発信のため、台湾現地メディア及びインフルエンサー等にイベント情報等を周知させること。

キ 各種申請

事業実施にあたり、各種申請が必要な場合は取りまとめて行い、イベントを行う際はイベント保険に加入すること。また、安全管理を徹底し、疑義が生じた場合は、県と協議し、適宜対応すること。

(2) 現地におけるイベントへの出展

台湾で開催される福島県の指定するイベント（公益財団法人日本台湾交流協会主催「天皇誕生日祝賀レセプション」を想定）において、福島県ブースを出展し、県産農林水産物等の魅力を発信する。

ア 実施期間等

令和8年2月（予定）に1回

イ 実施内容

県産農林水産物及び必要資材等を福島県と調整のうえで手配し、イベント会場でのブース運営を行う。なお、会場における試食試飲品は、参加者が本県の食文化に対し興味関心を惹くような県産品を選定することとし、当日のブース運営にあたっては、進行表等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施すること。また、イベント出展の申込及び主催者との連絡調整は福島県が行うこととし、会場使用料は本業務において発生しないものとする。

ウ 試食試飲品の輸送

試食試飲品は、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、台湾への輸出が可能なものを手配し輸送すること。

なお、輸送の際は、台湾当局の検疫条件等を満たしたものを取り扱うことに十分留意すること。

また、試食試飲品及びイベント出展にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと。

エ 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

(3) 独自提案

上記の施策に加え、目的を達成するために効果的な独自の施策を提案、実施すること。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

5 成果品

- (1) 「業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書。（実施状況写真、成果を定量的に評価するために設定した指標とその達成状況、分析を含む）
- (2) その他、福島県が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

受注者の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。
- (2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

7 その他

(1) 仕様変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

- (3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。